

## ○建設工事請負標準契約書第21条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）の取扱いについて

平成8年1月9日 管理第1038号  
関係各課長、各土木現業所長あて  
土木部長

北海道建設工事執行規則（昭和39年5月6日北海道規則第60号）別記（第10条関係）建設工事請負標準契約書式契約書第21条の規定に関する取扱いについて、次のとおり定めたので、この事務処理を適正に行ってください。

なお、昭和52年6月18日付け管理第487号及び昭和53年6月5日付け管理第430号「建設工事請負標準契約書第21条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）の運用について」は、廃止します。

### 記

- 1 第1項の請求は、第2項の規定による契約の締結の日から12箇月を経過した後で、かつ、残工事の工期が2箇月以上ある場合に行うことができるものとする。
- 2 第1項の請負人の請求は、請負代金額変更請求書（建設工事事務取扱標準様式第53号様式）に、請求額及びその内訳（算出基礎等）を記載したものを添付して行わせるものとする。
- 3 変動前残工事代金額の算定の基礎となる請求があった時点におけるでき形部分の確認については、第1項の請求があった日から起算して14日以内で、発注者が請負人と協議して定める日において、請負人の責により遅延していると認められる工事量は、当該請求時のでき形部分に含めるものとする。
- 4 賃金又は物価の変動による変更額算定は、労務単価、材料単価、機械器具等損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行うものであり、歩掛の変更については考慮しないものとする。
- 5 請負人と協議するための変更額は、次の式により算出するものとする。ただし、この額が、請負人からの請求額を超えるときは、請負人からの請求額によるものとする。
$$S = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 15/1,000)]$$
この式において、S、P<sub>1</sub>及びP<sub>2</sub>は、それぞれ次の額を表すものとする。

S : 変更額  
P<sub>1</sub> : 変動前残工事代金額（請負代金額からでき形部分に相応する請負代金相当額を控除した額）  
P<sub>2</sub> : 変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額）
- 6 第5項の規定に基づく再度の請求については、上記1から5までを準用するものとする。
- 7 支出負担行為担当者は、上記1から3までの事項を特記仕様書に明示するものとする。

管理課工事管理係  
管理課設計積算係

## 参 考

### 特 記 仕 様 書

- 1 契約書第21条第1項の規定による請負代金額の変更の請求は、同条第2項に定める期間の経過後において、残工事の工期が2箇月以上ある場合に行うことができるものとする。
- 2 契約書第21条第1項の請負人の請求は、請負代金額変更請求書に、請求書及びその内訳（算出基礎等）を記載したものを添付して行うものとする。
- 3 契約書第21条第1項の規定による請求があったときは、発注者は、その日から起算して14日以内で発注者と請負人が協議して定める日において、請負人の立会いの上、変動前残工事代金額の算定の基礎となるでき形部分の確認を行う。この場合において、請負人の責により遅延していると認められる工事量は、当該請求時のでき形部分に含めるものとする。